

第10表 家事渉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
総 数	9 108
審 判 事 件	4 903
別 表 第 一	4 344
後見開始の審判及びその取消し(別一1等)	133
保佐開始の審判・取消しなど(別一17等)	45
補助開始の審判・取消しなど(別一36等)	10
後見人等の選任(別一3等)	45
特別代理人の選任(利益相反行為)(別一12等)	106
不在者の財産の管理に関する処分(別一55)	306
失踪の宣告及びその取消し(別一56等)	65
養子をするについての許可(別一61)	381
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(別一63等)	37
扶養義務の設定及びその取消し(別一84等)	-
相続の限定承認の申述受理(別一92)	17
相続の放棄の申述の受理(別一95)	1 784
相続財産管理人選任等(相続人不明)(別一99)	72
遺言書の検認(別一103)	86
遺言執行者の選任(別一104)	15
任意後見契約に関する法律関係(別一111等)	4
戸籍法による氏の変更についての許可(別一122)	176
戸籍法による名の変更についての許可(別一122)	81
就籍についての許可(別一123)	5
戸籍の訂正についての許可(別一124)	75
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項の事件(別一130)	1
その他	900
別 表 第 二	559
婚姻費用の分担(別二2)	64
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	282
財産の分与に関する処分(別二4)	9
親権者の指定又は変更(別二8)	150
扶養に関する処分(別二9等)	3
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	30
寄与分を定める処分(別二14)	3
その他	18
調 停 事 件	4 205
別 表 第 二	1 762
婚姻費用の分担(別二2)	433
子の監護者の指定その他の処分(別二3)	863
財産の分与に関する処分(別二4)	43
親権者の指定又は変更(別二8)	244
扶養に関する処分(別二9等)	15
遺産の分割に関する処分など(別二12等)	149
寄与分を定める処分(別二14)	3
その他	12
別 表 第 二 以 外	2 443
婚姻中の夫婦間の事件	1 681
合意に相当する審判事項	621
その他	141

(注) この表は前掲3、4表の内数表である。

家事渉外事件とは家事審判、調停事件のうち、申立人、相手方、事件本人、参加人、被相続人、遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。